

はじめに



青少年が自立した大人として成長していくことは、県民全ての願いです。

福岡県では、1991（平成3）年度から5次にわたり「福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）」を策定し、社会全体で青少年を育むため、さまざまな施策を展開してまいりました。

近年、大規模災害や感染症の発生、情報通信技術の急激な進展、人々の価値観や働き方の多様化など、青少年を取り巻く状況は大きく変化しています。

私は、新しい時代の県政を進めるに当たり、挑戦していくものの一つとして、「次代を担う『人財』の育成」を掲げています。人こそが「財（たから）」であり、これからさまざまな技術が発達しても、将来の福岡県をつくり、そして担っていくのは、やはり「人」です。

このため、まずは、青少年の皆さんが、県内のどの地域に居ても、格差なくしっかり学ぶことができるよう、充実した教育環境の整備に取り組んでまいります。その上で、さまざまな経験、体験を通じて、自らの可能性に気付き、能力を磨き、夢に向かってチャレンジする青少年を全力で応援していきます。また、産業・経済、スポーツ、文化芸術などさまざまな分野で活躍し、本県の発展を担う「人財」を育成していきたいと考えています。

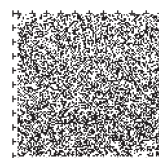
こうした考えのもと、今後の本県の青少年施策の基本となる新しい青少年プランを策定しました。本プランに基づき、「豊かな心と志を持つたくましい青少年」の育成を目指して、県の青少年施策を総合的・計画的に推進してまいります。県民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

プランの策定に当たりまして、貴重なご意見やご提言をいただいた福岡県青少年問題協議会の委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただいた全ての皆さまに心から感謝申し上げます。

2022（令和4）年3月

福岡県青少年健全育成対策推進本部長

福岡県知事 服部 誠太郎



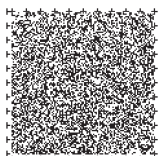
福岡県青少年健全育成総合計画 目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 基本理念	1
4 計画期間	1
5 対象とする青少年の範囲	2
6 第5次プランの検証	2
7 施策体系	
(1) めざす青少年像	3
(2) 柱と基本目標	3
(3) 施策体系	5

第2章 福岡県の青少年の現状

1 青少年の人口と家族形態の変化	
(1) 青少年人口の減少	7
(2) 少子化の進展	7
(3) 家族形態の変化	8
2 青少年を取り巻く環境	
(1) 学校環境	9
① 県内学校在籍者数の推移	
② 学力・体力	
③ 不登校	
④ 中途退学	
⑤ いじめ	
(2) 家庭と地域	13
① 家庭の教育力	
② 地域におけるつながり	
(3) 情報化社会の進展	15
(4) 就労状況	17
(5) 要保護及び準要保護児童生徒の状況	18
(6) 児童虐待	19
(7) 自殺者	19
(8) 少年非行	20
(9) 犯罪被害	20
3 青少年の現状と意識	
(1) 生活習慣	22
(2) 時間の過ごし方	23
(3) 日ごろの考え方	24
(4) 社会貢献意識	25
(5) 規範意識	26
(6) グローバル化に向けた意識	27
(7) 新型コロナウイルス感染症の影響	29



第3章 施策の方向

柱Ⅰ 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

基本目標1 自ら考え、判断して行動し、意見を表明できる青少年を育てる	31
基本目標2 青少年の健康と安全・安心を確保する	41
基本目標3 青少年の社会的自立、社会参画をめざす	45

柱Ⅱ 未来を切り拓く青少年の応援

基本目標1 グローバル社会で活躍をめざす青少年を応援する	52
基本目標2 青少年の新たなチャレンジを応援する	58

柱Ⅲ 社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援

基本目標1 困難な状況に応じて支援する	63
基本目標2 青少年の被害・加害を防止し、保護する	69

柱Ⅳ 青少年の成長を支える環境の整備

基本目標1 教育環境づくりを推進する	76
基本目標2 家庭、学校、地域、企業、行政が連携し、青少年が健やかに成長できる 地域社会をつくる	81
基本目標3 ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた取組を推進する	91

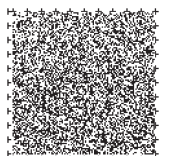
福岡県青少年プラン施策マップ	94
----------------------	----

第4章 計画の推進

1 推進体制	97
2 指標の設定と進行管理	98

第5章 県民の皆さんへのメッセージ

1 青少年の皆さんへ	101
2 保護者の皆さんへ	102
3 地域の皆さんへ	103
4 企業の皆さんへ	104

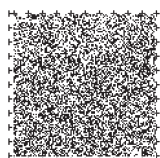


コラム

1	地域の伝統文化の魅力を子どもたちへ～土屋神楽講における「神楽教室」の取組～	39
2	安全、安心なネット利用に向けて～中高生 ICT サミット～	40
3	大学が一体となった不登校支援～「不登校・ひきこもりサポートセンター」の取組～	51
4	高校生を対象にスタンフォード大学のオンライン講座を開講 ～Stanford e-Fukuokaプログラム～	56
5	グローバル人材育成の強化～ネイティブ英語教員と英語活動指導員の活用～	57
6	世界の舞台へはばたけ～福岡県タレント発掘事業～	62
7	発達障がい者等の就労や自立を支援 ～「NPO法人発達障がい者就労支援ゆあしっぴ」の取組～	68
8	学校と警察の安全・安心の架け橋～スクールサポーター制度～	75
9	ICTを活用した教育～福岡県立大川樟風高等学校の取組～	80
10	経験豊富な高齢者が子育てを応援～ふくおか子育てマイスター～	90

資料編

I	第5次プランの施策体系と指標の進捗状況	105
II	施策一覧	111
III	参考資料	
1	「福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）」策定経過	178
2	福岡県青少年健全育成対策推進本部	179
	（1）福岡県青少年健全育成対策推進本部設置要綱	179
	（2）福岡県青少年健全育成対策推進本部体系図	180
3	福岡県青少年問題協議会	181
	○地方青少年問題協議会法	
	○附属機関の設置に関する条例	
	○福岡県青少年問題協議会規則	
	○福岡県青少年問題協議会会則	
	○福岡県青少年問題協議会委員名簿	
	○福岡県青少年問題協議会専門委員会議会議則	
	○福岡県青少年問題協議会専門委員名簿	
4	福岡県青少年健全育成条例	187
5	子ども・若者育成支援推進法	189
6	各種法令による青少年の呼称及び年齢区分	192
7	相談機関一覧	193



計画の対象とする青少年の呼称について

このプランでは、「青少年」と表記していますが、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童・生徒」、「少年」、「子ども・若者」等と表記しています。

なお、発達段階の区分は以下のとおりとしています。

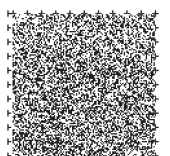
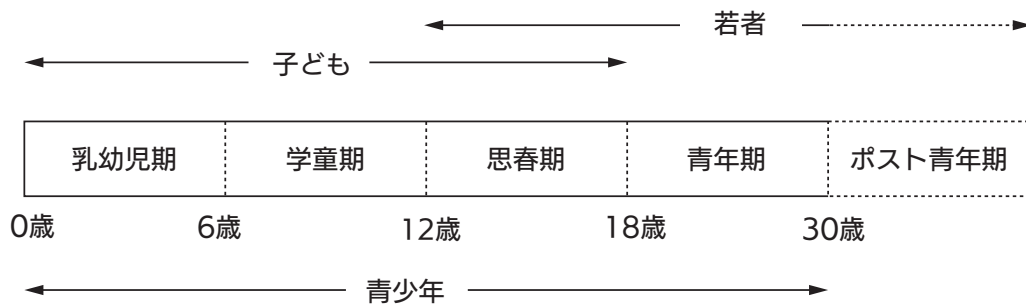
発達段階の区分

- (1) 乳幼児期：義務教育年齢に達するまでの者
- (2) 学童期：小学生
- (3) 思春期：中学生からおおむね18歳までの者
- (4) 青年期：おおむね18歳から30歳未満までの者

※ポスト青年期：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する者

(参考)「子ども・若者」、「青少年」の区分

- (1) 子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者
- (2) 若者：思春期、青年期の者。施策によっては、ポスト青年期の者も対象
- (3) 青少年：乳幼児期から青年期までの者



S D G s について

S D G s (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、世界全体の経済、社会、環境の3つの側面を不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、貧困、格差の撲滅等、持続可能な世界を実現するための国際社会全体の普遍的な目標です。

2015 (平成27) 年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ (行動計画)」が採択され、2030 (令和12) 年を期限として、17のゴール (目標) と169のターゲットが設定されました。

このプランの施策を着実に進めることにより、S D G s の達成につなげていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

